

公募に関する質問と回答（「ワンヘルスの森 四王寺ビジターセンター（仮称）」整備事業基本・実施設計業務）

【技術提案に関する質問と回答】

整理番号	質問票提出日	質問内容	回答
1	5/21	<p>業務対価について</p> <p>実施要綱 P2 には「受託候補者と見積り合わせを行い…」と記載されていますが、本業務の対価について、可能であれば概算額をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>・整備基本計画の第5章（1）に概算事業費（予算額）の記載がありますので、こちらを参考にして下さい（委託費の基本・実施設計（地質調査含む）の概算事業費）。</p>
2	5/21	<p>整備事業基本・実施設計業務委託 P8 ビジターセンターの基本・実施設計（仕様書別紙1 9（2））</p> <p>建築と展示の業務仕分けが記載されていますが、展示に関連して、空間を想定する場合、どうしても展示の手法などと密接に関連すると思われます。今回の提案の中に、施設設計者の立場からの展示に対する手法などを提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>・何を重視して提案するかは提案者の自由なので、ご質問の提案があっても構いません。</p>

<p>3</p>	<p>5/21</p>	<p>整備事業基本・実施設計業務委託 P8 ビジターセンターの基本・実施設計 (仕様書別紙 1 9 (2))</p> <p>基本計画の中には、新施設が完成後、現在のワンヘルスの森ミュージアムの展示がどのようになるか、記載がありませんが、新施設の展示と重複する部分があるように思えます。どのようにお考えでしょうか。あるいは、今回の提案の中に、ワンヘルスの森ミュージアムの展示に関する考え方を含めてもよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のワンヘルスの森ミュージアムとの展示内容の棲み分けについては、別途発注予定の展示物基本設計により検討していくこととしています。 ・何を重視して提案するかは提案者の自由なので、ご質問の提案があっても構いません。
<p>4</p>	<p>5/21</p>	<p>建築設計業務委託仕様書 P2</p> <p>設計と条件には、展望台についての記載がありませんが、今回の提案には含めないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、展望台については別途発注されるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の提案は、プロポーザル実施要領「3 技術提案の対象範囲」のとおり、ビジターセンターの基本・実施設計としています。よって展望台（展望デッキ）は今回の提案には含めません。また、展望デッキに関する業務は別途発注する予定です。 ・なお、技術提案の対象範囲は上記のとおりですが、本業務の内容については、仕様書別紙 1 「1 標準業務」(1)～(4)に記載の業務となっています。
<p>5</p>	<p>5/21</p>	<p>基本計画 p.17 図 7 ビジターセンターの建築可能範囲</p> <p>建築可能範囲内において、保存すべき重要樹木はありますか。また、既存庭園については撤去可能と考えてよいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築可能範囲内において、保存すべき重要樹木はありません。また、既存庭園については撤去可能です。

<p>6</p>	<p>5/21</p>	<p>基本計画 p.17 図 7 ビジターセンターの建築可能範囲</p> <p>九州電力引込み電柱、携帯電話基地局等インフラ引き込み位置は変更可能でしょうか。またフラッグポールは移設もしくは撤去予定でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご質問のあったインフラの引き込み位置は変更可能として検討して頂いて構いませんが、図7の右側（北側）から電力等が供給されていることにご留意下さい。 ・ フラッグポールについては撤去可能です。
<p>7</p>	<p>5/21</p>	<p>提案書様式-7（様式技-7）</p> <p>提案書様式-7で、取組み体制について記述する箇所がありますが、そこには担当者（業務主任技術者などを含めて）の実名は記載してはならないと解釈すべきでしょうか。あるいは イニシャルK,Sと いった形で表記すべきでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレゼンテーションは匿名で実施します。よって提出者の特定につながる可能性があるため、実名は記載しないようにして下さい。イニシャル表記については許容しますので、必要であればイニシャル表記にして下さい。
<p>8</p>	<p>5/22</p>	<p>様式技-5</p> <p>実務主任技術者（電気）の（エ）保有資格等は設備設計一級建築士か建築設備士以外の資格を記載しても宜しいでしょうか？参加表明では上記以外の資格を記載しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務主任技術者（電気）については保有資格等の指定はありませんので、設備設計一級建築士か建築設備士以外の資格を記載しても構いません。

<p>9</p>	<p>5/26</p>	<p>仕様書別紙1の9(2)p8 屋外広場について 「建物東側に、イベントの受付やオリエンテーション等で使用する屋外広場の併設を検討すること。」とありますが、必ずしも東側に計画しなくてもよいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や諸室の配置等を検討した結果、屋外広場を東側以外に計画した方がより良い提案もあると思いますので、必ずしも東側に計画しなくても良いです。 ・なお、発注者としては下記の人の流れ(動線)から屋外広場を東側に計画した方が、利便性が高いと考えていますので参考にして下さい。 ・整備基本計画の図7において、右側(北側)にはアクセス道、駐車場、左側(南側)には県民の森内への遊歩道が続いており、建設検討範囲の上側(西側)は斜面が近接しているため、人の流れ(動線)は図7の下(東側)寄りの左右(南北)方向に集中。
<p>10</p>	<p>5/26</p>	<p>ビジターセンターの運営について(上足利用) 現在、施設内は上足で利用されているようですが、新施設ではどのように土足・上足の区分を考えているかお示しいただけるでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画3. 5. 4 施設計画(3)①平面計画概要に記載のとおり、管理部門の休憩室及び更衣室は上足利用を想定しています。上記以外については土足での利用を想定しています。
<p>11</p>	<p>5/26</p>	<p>ビジターセンターの運営について(有料・無料) 新施設内に有料で利用する室は予定しているでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画3. 3 管理、運営体制等(2)に記載のとおり、ビジターセンターの入場料はワンヘルスの普及のための学習施設であることを踏まえ、基本的には無料としますが、一部施設の利用については有料とすることも検討しています。

<p>12</p>	<p>5/26</p>	<p>ビジターセンターの運営について（施錠） 新施設での運営管理について、開館・閉館時間や曜日は決まっていますでしょうか。 閉館時には全て施錠する予定でしょうか。 一部24時間利用可能な部分（トイレなど）を提案してもよいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画3. 3管理、運営体制等（1）に記載のとおり、ビジターセンターの開館時間は四王寺県民の森の運営時間に準じることを想定しています。 ・四王寺県民の森の開園時間は、4月～9月は9時～18時、10月～3月は9時～17時、休園日は月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）と年末年始（12月29日～1月3日）です。 <p>【外部アドレス】 四王寺県民の森ホームページ https://shioujikenminnomori.org/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時は全て施錠する予定ですが、一部24時間利用可能な部分の提案があっても構いません。
<p>13</p>	<p>5/26</p>	<p>ビジターセンターの運営について（トイレ） 設計と条件にある男子便所・女子便所は、屋内からのアクセスか、屋外からのアクセスか、どちらを想定しているでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジターセンターの来訪者や職員も利用することから、室内からのアクセスを想定しています。
<p>14</p>	<p>5/26</p>	<p>ビジターセンターの計画について 仕様書内にビジターセンターは木造地上1階と記載がありますが、一部2階にしたり、屋上の提案をしてもよいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の提案があっても構いません。但し、関係法令を遵守した実現可能な提案であり、利用者の安全性や、施設の維持管理も考慮した提案をして下さい。

15	5/26	<p>ビジターセンターの計画について</p> <p>エキスパンションジョイントを設けて別棟とした上で、ワンヘルスの森ミュージアムと一部連結させるような計画をしてもよいでしょうか。</p>	<p>・ご質問の提案があっても構いません。但し、関係法令を遵守した実現可能な提案であり、利用者の安全性や、施設の維持管理も考慮した提案をして下さい。</p>
16	5/26	<p>既存センター駐車場トイレについて</p> <p>ワンヘルスの森ミュージアムの南東側にある、既存のセンター駐車場トイレは解体する予定でしょうか。そのまま存置の予定でしょうか。</p>	<p>・センター駐車場トイレは解体する予定はありません。そのまま残置する予定です。</p>
17	5/28	<p>別添1 参加表明書及び技術提案書作成要領 p3,4</p> <p>提出書類等 様式 技-2,3,4,5(オ)-b(g)実績の種類</p> <p>技術提案書作成要領では、「同種又は類似の実績」を選択することとされています。しかし、提出書類様式2～5の実績入力欄では、プルダウンに「同種」のみが表示され、「類似」を選択することができません。</p> <p>類似の実績については報告対象外となるのか、または別途記載方法があるのか、ご教示ください。</p>	<p>・11 技術提案書（様式技-1～9） [Excel ファイル/73KB]を修正して「類似の実績」も選択できるようにしました。修正後の様式をご利用下さい。</p>

18	5/28	<p>別添 1 参加表明書及び技術提案書作成要領 p 4</p> <p>(カ) CPD 取得単位の状況</p> <p>「建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する証明書」とありますが、福岡県建築士会の発行する CPD 実績証明書を当該証明書の写しとして添付は可能でしょうか。ご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領（別紙 3）1 に記載のとおり、指定の証明書以外で建築 CPD 実績証明書が提出された場合は無効となります。よって福岡県建築士会の発行する CPD 実績証明書を当該証明書の写しとして添付した場合は無効となり、CPD による加点はされません。
19	5/28	<p>別紙 1 ワンヘルスの森四王寺ビジターセンター</p> <p>(仮称) 整備事業基本・実施設計委託 9 業務実</p> <p>施に当たっての留意事項 (1) 共通</p> <p>文化財保護法の特別史跡は建設検討範囲内に何かありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設検討範囲も含めて四王寺山全体が広範囲に文化財保護法の特別史跡に指定されています。 ・整備基本計画図 7 に記載の埋蔵文化財確認調査箇所では、試掘を行い特に文化財の遺構が無いことを確認していますが、特別史跡内であることから、建設にあたっては文化庁と協議のうえ、文化庁長官の許可が必要となります。
20	5/28	<p>改修の学習展示棟について</p> <p>建設当時のコンセプト、高床にしている理由等が分かればご教示ください。</p> <p>また、1 階ピロティは現状、パネル展示とベンチの設置がされていますが、今後も同様の利用方法と考えると良いでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設当時のコンセプト、高床にしている理由等ははっきりしません。推測ではありますが、四王寺山には礎石（古代の建物の基礎）が数多く残されており、高床式倉庫があったと考えられているため、これら古代の建物をイメージした建築物としたのではないかとされています。 ・また、県民の森センターを起点に野外活動を行ったり、県民の森を散策したりすることから、集合場所や休憩場所、雨天時の作業場所等、多用途に利用することも想定して、1 階部分をピロティ

			<p>とする構造としたのではないかと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階のピロティについては今後も同様の利用方法が見込まれます。
21	5/28	<p>建築設計業務委託仕様書Ⅱ-3. 設計と条件 (2)</p> <p>施設の条件②ワンヘルスの森四王寺ビクターセンター (仮称) について</p> <p>b. 主要構造・階数として、木造地上1階とありますが、学習展示棟と同様にピロティの提案をしてもよいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご質問の提案があっても構いませんが、下記にご留意下さい。 ・ 整備基本計画3. 5. 4 (1) 各所要室面積に必要な諸室と目安の面積を示しており、ピロティについては整備基本計画に記載されていないため、ピロティの設置は想定していません。
22	5/28	<p>建設検討範囲について</p> <p>建設検討範囲は福岡県建築基準法施行条例第5条がけには当たらないと考えて良いでしょうか。</p> <p>また、フラッグポール、ソフトバンク携帯電話基地局、九州電力引き込み電柱がありますがそれぞれ移設可能と考えて良いでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設検討範囲は福岡県建築基準法施行条例第5条がけには当たらないと考えて良いです。 ・ フラッグポール、ソフトバンク携帯電話基地局、九州電力引き込み電柱については整理番号6の回答のとおりです。
23	5/28	<p>基本計画 P16 諸室面積</p> <p>ここに表記されている屋外倉庫は、施設本体と切り離されて独立して設置されるイメージでしょうか？</p> <p>それとも施設に一体化したものでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に一体化したものをイメージしています。

24	5/28	<p>基本計画 P16 諸室面積</p> <p>共用部分のトイレは、来訪者及び職員も共に利用すると考えて良いでしょうか？</p>	<p>・共用部分のトイレは、来訪者及び職員も共に利用すると考えて良いです。（関連：整理番号13）</p>
25	5/28	<p>基本計画 P16 諸室面積</p> <p>バーチャル体験ルームは、その部屋の形状や投影システムは展示業者が決まって後、決定されると認識して良いですか？</p>	<p>・ご質問の認識で良いです。</p> <p>・仕様書別紙1「9 業務実施にあたっての留意事項」(2)に記載の建築と展示の業務区分のとおり、展示に係る部分は展示基本設計業務側からの提案を受けて、建設設計業務の受託者、展示設計業務の受託者及び委託者が調整して決定することになります。</p>
26	5/28	<p>別添2 課題②「木材利用」に係る提案について</p> <p>林野庁：CLT活用建築物等実証事業 or 国交省・林野庁：優良木造建築物等整備推進事業等の助成金は視野に入れておりますでしょうか。</p>	<p>・今のところ、これらの助成金の活用予定はありません。</p>
27	5/28	<p>整備基本計画 p.17 3.5.4(2) 建設検討範囲及び建築方法</p> <p>解体設計や学習展示棟の改修内容も評価に入りますでしょうか。</p>	<p>・今回の提案は、プロポーザル実施要領「3 技術提案の対象範囲」のとおり、ビジターセンターの基本・実施設計としています。よって解体設計や学習展示棟の改修内容は評価に入りません。（関連：整理番号4）</p>

28	5/28	<p>整備基本計画 p.13 3.5 施設規模等の検討</p> <p>敷地全体の外構、例えば駐車場の再編等は、提案内容に含まれるでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の外構や駐車場の再編は予定していないため、提案の対象には含まれません。 ・なお、仕様書別紙1「ビクターセンターの基本・実施設計」(2)②建築計画に「外構計画」「駐車場計画」の記載がありますが、これは敷地全体では無く、建設検討範囲内の外構、駐車場(管理者用3台程度)を指しています。
29	5/29	<p>ヒアリング時の説明資料</p> <p>提案チームの説明に際し、お手元に提出されたA3資料を的確にご覧いただきたいので、提案者側で手で指示できる、紙に印刷する資料を下記に様式に限り準備したいのですがよろしいでしょうか。</p> <p>様式技 -7 様式技 -8 様式技 -9 ① 様式技 -9 ②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質問内容に加え、別途メールにて補足説明を頂き「プレゼンテーションの際に、所定の期日までに提出した技術提案書を拡大したものを手に持って説明することは可能か」という趣旨の質問であることを確認しましたので、回答は下記のとおりです。 ・令和8年5月18日付けで送付した「技術提案者の選定結果通知」の別紙に、プレゼンテーションの方法を記載しており、「説明は、提出した企画提案書のみを使用すること」としております。当質問の内容は、提出した資料以外の資料を見せたり配付したりする訳では無く「提出した企画提案書のみ」の範囲の資料を使用するものであるため、今回説明用として、提出した企画提案書(様式技-7~9)を拡大した資料を手に持って見せながら説明することは可能です。

<p>30</p>	<p>5/29</p>	<p>参加表明及び技術提案書作成要領 4 頁</p> <p>CPD 取得単位状況について</p> <p>有資格者が最新の知識や技術をアップデートし、自身のスキルを客観的に証明する本来の意義や、昨年中に福岡県の入札参加資格を完了していない参加者への緩和対応（要項の同様の書類の提出）からも、CPD 取得単位の期日（2026 年 3 月 31 日まで）は技術提案書の提出（2026 年 6 月 10 日）までに、公財）CPD 運営協議会の実績証明書の取得できた証明日時のものでの提出の緩和のご対応をいただけないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案の趣旨は理解できる一方、普段から継続的に技術力の向上に励むことも重要だと考えています。よってCPD取得の対象期間については「令和7年4月1日から令和8年3月31日」の1年間から変更しません。
<p>31</p>	<p>5/29</p>	<p>参加表明及び技術提案書作成要領 5 頁</p> <p>「ワンヘルスの森 四王寺ビジターセンター（仮称）」整備事業基本・実施設計業務委託「(別紙3)</p> <p>) 無効・減点の基準 2. 減点となる場合 技術提案書・提出社の実績</p> <p>及び</p> <p>質疑回答 7 (5/21)</p> <p>・プレゼンテーションは匿名で実施します。よって提出者の特定につながる可能性があるため、実名は記載しないようにして下さい。イニシャル表記については 許容しますので、必</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減点するかどうかは、プロポーザル選定委員会当日において選定委員の方々が判断することとなりますので、ご質問の表現が「問題なく減点対象外」とであると断定することはできません。 ・技術提案書に実績に関する記述をする場合は、施設や提出者が特定できない表現に留めるようにご注意ください。 ・なお、ご質問の3例のうち2例目の「T 大学」のような、簡略化した名称の表現が必ずしも必要で無い場合は、使用しない方が減点のリスクは下がりますので参考にして下さい。

	<p>要であればイニシャル表記にしてください。</p> <p>実績に関する写真が減点対象と理解しました。実現する、CLT 建築の技術蓄積や、センダン家具の経年変化の実証となる簡易なスケッチ資料を提案を補完する画像が許される中で、下記の表現は問題なく、減点対象外と考えていいでしょうか。(下記3例をご判断ください)</p> <p>元請実績：CLT 公共建築の近年の先端建築実証助成イメージ図</p> <p>元請実績：T 大学学生会館の建築実績イメージ図</p> <p>元請実績：庁舎木質改修イメージ図</p>	
--	---	--